

会 議 録

会議名	平成26年度第2回小金井市学童保育所運営協議会	
事務局 (担当課)	児童青少年課	
開催日時	平成26年5月28日(水) 19時00分～21時10分	
開催場所	801会議室	
出席者	委員	高橋委員長、岡本副委員長、石山委員、祝委員、小澤委員、長岡委員、矢野委員、井上委員、川村委員、小澤委員、仙澤委員、中山委員、鈴木委員
	事務局	越学童保育係長
会議次第	1 開会 2 議題 (1)学童保育の保育内容について (2)その他 3 閉会	
配布資料	①小金井市子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書 ②子ども・子育て新制度に対する意見 ③放課後児童クラブの主な改正事項	
	<p>1 議事録の確定について (市) 平成25年度第11回から第13回は、双方確認済みであり確定とする。</p> <p>2 障がい児への職員加配について (学) 障がい児の加配について最終結論を頂きたい。従来から利用している保護者からは加配について不安感がある。直営に関しては正規職員を2人から3人に増やして頂いた。障がい児枠の撤廃。この点は障がい児に対する手厚い施策として評価はしたい。一方で、通常の学級に通う児童には原則加配はつかないという点はどうか。どうか。</p> <p>(市) この話はこれまでの協議会の場で何度か話し合われたが、平成27年度は原則加配なしでスタートさせたい。</p> <p>(学) 特例、ケースバイケースで加配も有り得ると考えていいか。</p> <p>(市) よい。</p> <p>(学) 特例を前提としたルール、枠組みをあらかじめ設けるのはどうか。</p> <p>(市) どのような場合に加配が必要なのかも含めて障がいのある児童に関しては今後も検討する事という認識はあり、平成27年以降も考えるべき課題である。障がいのある児童の入所については定員2人であるが、これまでも極力、希望された居住地もしくは通う学校に近い学童に入所することができるように努力し、非常勤、臨時職員の配置も行ってきた。以前より課題であった定員については、この度業務の見直しを行い撤廃する。入所</p>	

希望に応えることにより定員以上に障がい児童が入所する所もあったが、その対応もこれまで実施してきて問題がなかったと感じている。職員配置は、障がいの有無に関わらず入所児童に対する学童保育所での基本の職員配置があり、その上での配置として、特別支援学級のある学校の学童保育所には正規職員を加配するなどの職員配置の見直しと併せて、通常の学級に通う児童に対しては一律の加配を行わない事とした。これまでの障がい児の入所に対する職員の配置も所全体の保育を実施するにあたっての配置であり、障がい児のみを見ているわけではない。障がいのある児童については要綱では「保護者等の送迎」としているが、通常の学級に通う児童は、学校へも自分で通っている事もあり、学童保育所にも自分で通う要望が増えている事から、送迎ではなく自分で通う事も認めている。それらを含め検討して見直した結果が配置基準の見直しであるので、平成 27 年度は見直しに基づき実施していく考えであり、それを見直すつもりはない。

(学) 8 月の説明会で相当質問を受けると思う。

(市) これまでの定員を超えて入所した事と入所に対して加配をしてきた事は、希望される学童保育所に入所していくため「試行」のように実施した結果であり、障がいのある児童でも必ずしも加配がなく対応できる見通しはある。但し、この話はこれからも課題として残る。

(学) 原則加配が無いとすればケアの仕方を考えなければならないのでは。

(学) 原則という点をどう保護者に伝えていくのか。学校では障がい児が通常の学級に通っても加配があるのに学童では加配がないのはいかがなものか。指導員全体で障がい児を見て欲しい。その為にも指導員個々のブラッシュアップ（障がい児に対する知識・障がい児保育に対する知識）をして欲しい。正規職員だけでなく、非常勤、臨時職員まで研修を広く行って欲しい。直営だけでなく民間委託先もお願いしたい。できるならばきらりと連携も検討して欲しい。

(市) 知識の習得は現在でも非常勤も臨時職員も行っている。保護者への伝え方に関しては、学童保育所の指導員の配置の事であり、個別入所申請の時に「障がいのある児童だがら加配」という話をしていない。今回の見直しは、特別支援学級や特別支援学校に通う児童に対する配置は従前通りとするが、この間の障がいのある児童の経過を踏まえて、通常の学級に通う児童に対しては一律の加配を行わない事とした。「学校では障がい児が通常の学級に通っても加配がある」というのも、全ての児童に加配しているのではなく、学校において一定必要と判断した場合の事であり、学童保育に関して通常の学級に通う障がい児に一定必要と判断する基準はない。今後も引き続き課題として考えている。きらりと連携は、平成 27 年度から民間委託先も含めきらりの巡回相談を検討している。その点でも指導員個々のブラッシュアップが出来ると考えている。障がい児保育に対する知

識等の充実はその通りだが、その点だけをみれば学童保育指導員ではなく臨床心理士等を配置する方が充実するかもしれない。しかし学童保育は療育施設ではなく、指導員配置は全ての児童に対する保育をするために配置しており、現在の加配も障がい児のみの対応をするための加配との考え方は今までもしていないし、今後もしるつもりはない。

(学) 今後が増えるであろう障がい児への保育に関してはやはり指導員個々の知識は必要と考える。直営も民間委託先も同じ障がい児に対する保育の質をきらりとの連携で保って欲しい。現時点では民間委託先の保育の質の保証が保たれていない。

(市) 繰り返したが、きらりの巡回相談は民間委託先も行ってもらって予定で検討している。民間事業者の職員の研修等は民間事業者においても実施していただく必要もあり、事業者の考え方や研修方法はプロポーザルの中で確認はする。

(学) 民間でも非常勤、臨時職員にも同じレベルになるのか不安だ。

(市) いま学童でやっていることは民間事業者にも引き継ぐ。現在も業務時間内に研修をしており、非常勤、臨時職員への研修内容の情報共有はしている。個別の児童に対する状況も共有しているし、指導員全体でのケアもしている。指導員による差はあるが一定のレベルの維持は図っている。今後の研修をよく考えて質を高めていく必要がある。加配が必要な児童の基準は難しい。平成20年から学童保育所の巡回相談(学期毎、年度毎に同じ担当者)をしており、学童保育全般での指導・助言を受けている。正規職員だけでなく、非常勤、臨時職員含め大いに参考になっているし、身につけている。座学の研修より、目の前の現実に即したアドバイスを頂いている。平成27年度から広くノウハウが蓄積されているきらりが今後の巡回相談を実施する事により、今まで以上に質の向上が図られると考える。

(学) 入所申請の段階で加配が付かないのなら障がい児申請しなくなる恐れがあるのではないか。

(市) 入所申請の段階で加配の有無で障がい児申請する、しないの判断はしていないのではないか。入所申請の段階で障がいの程度についてお伺いして、障がいのある児童については、入所前に観察や保護者の方との面談をする。そこに職員配置、加配の話は出てこない。

(市) 障害のある児童に対してマンツーマンで指導員がついているわけではない。障がいのない児童でも手がかかる状況があれば、障がいのある児童でも手がかからない状況もあり、今までも個別児童に対する職員の配置はケースバイケースである。

(学) 加配は障がい児に対する専門の目として安心感がある。

(市) 入所申請内容に基づく障がい児に対するケアはしている。しかし、学童保育所は全ての児童を保育することが目的。療育施設ではないし、障

がい児のみに職員配置をして特別なケアはしていない。指導員のレベルアップは今後もしていく。

(学) 障がい児へのケアはして欲しい。入所申請時に加配がつかないことをどう説明するのか。加配無しでどう配慮してくれるのか。障がい児を持つ保護者に不安を持たせないようなアナウンスをどうするのかをちゃんと考えて欲しい。加配がつかなくても配慮や支援をしてくれるのか。

(市) 入所申請時に障がいのある児童については、入所前に観察や保護者の方との面談をする。加配無しでも配慮できると考えている。

(学) 原則、通常の学級に通う障がい児には加配がつかないと言うのが大きな問題になる気がする。

(市) 平成 27 年度以降も課題として考えているし、指導員のスキルアップも引き続き行う。きらりの巡回指導も実施する予定である。

(市) 今後は機械的な加配はしないという事。質の維持は図る。

(学) 平成 27 年度のスタート時では加配はしないが、例えば期の途中で加配が必要と判断した場合には加配すると市は言っているのだとこの間思っている。そもそも民営化の話も質を維持する事が大前提であるのだから障がい児へのケアの質も維持すべき。その手段が指導員のブラッシュアップであり、状況に応じた加配であると考えている。原則、原則とがっちり決める必要がないのでは。

(市) 見直した結果の職員配置のため、平成 27 年度を迎えるにあたり原則としている。

(学) 加配もやぶさかではないとの見極め方はどうするのか。

(市) それを引き続き平成 27 年以降の課題と考えている。

(学) 民営化までの工程表、業務内容の見直しの中で考える事として認識している。

(市) 今まで説明した内容が工程表の中の障がい児に関する業務内容と考えている。

(学) 指導員の現場の声が上がって初めて加配の検討に入るのか。

(市) 現場と協議をした結果の見直しとして、平成 27 年度から通常の学級に通う障がい児については原則加配をしないという事を決めたのだから、通常の学級に通う障がい児に一定必要と判断する基準は今は無い。なので今後も引き続き課題と申し上げている。

(学) 今まではどうだったのか。

(市) 今までは通常の学級に通う児童を含め、機械的に加配をしていた。この度これらを見直した結果が現在説明している内容である。

(学) 年度途中でも加配の予算は問題ないのか。

(市) 年度途中の配置のルールが無いのが現状であり、今後課題として考える。

(学) 今後協議するとの事だが、民間委託先でも年度途中はありえるのか。
(市) 事業者との協議となる。やり方が決まっていけない以上、予算を増やす、増やさないは決まらない。

(学) プロポーザルの時点では市から業者に事前に伝える必要があるのではないか。

(市) 小金井の学童の障がい児に対する現状を説明するし、事業者の現在の対応、今後増えた場合の考え方に対する質問はする。

(学) 委託後に後出しジャンケンでこんなはずではなかったと、1年後には委託から降りるなんて事が無いようにして欲しい。そういう意味ではレベルの高い既存の小金井の学童の非常勤、臨時職員を委託民間業者が引き続き雇って欲しいと言うのが本音だ。それが質の維持にもつながる。

(市) 貴重な意見であり全く同感だ。

3 子ども子育て支援新制度について

(市) 資料「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」であるが、平成 27 年度からの新制度を実施するにあたって、子ども・子育て支援事業計画を策定するためアンケートをとっている。この資料をもとに今後事業の見込みを出し、子ども・子育て会議で議論し、計画を作っていく。資料「放課後児童クラブの主な改正事項」はこの新制度に伴って厚生労働省が発表したもの。児童福祉法での学童保育の対象児童が 3 年生までから 6 年生までに変更になる事、設備及び運営の基準を市条例で定める事など改正事項を示している。設備及び運営の基準に関する国の省令は、国の専門委員会の報告書を経て、4 月 30 日に公布された。資料「子ども・子育て新制度に対する意見」は東京都社会福祉協議会が都内の学童保育事業者や自治体に対してアンケートしたものの抜粋で、平成 27 年度以降の対象が 6 年生まで伸びた場合の意見をまとめたもの。

本市の学童保育業務について、これまで通りに対象は 3 年生まで、障がい児は 4 年生までとして運営基準を策定しており、今後も現在の学童保育事業を実施していきたい考えはあるが、法改正もあることから 6 年生までを対象とすることについてを皆さんと話し合っていかなければならないと感じている。運営協議会の場で話し合われたことは、子ども・子育て会議の学保連選出の委員に伝えて欲しい。6 年生まで延長することについてはどう考えているか。

(学) 学保連として学年延長の話をしたことはない。学童保育で 6 年生までやらなければいけないのか。

(市) 児童福祉法の改正で対象が 6 年生までになった。必ずしも学童保育で 6 年生までやらなければならないというわけではない。

(学) 個人的な意見としては、“全入”が基本姿勢、待機児童の問題もあ

り、器が増えない限り、支援が必要な3年生（障がい児4年生）までではないか。

（市）放課後の居場所をどのように事業計画をするかと言う事だが、これまでの学童保育事業を踏まえれば、低学年を中心とした学童運営を引き続き行いたいと考えている。

子ども・子育て支援事業計画については、子ども・子育て会議で議論をする。子ども・子育て会議に学保連選出の委員もいるので、子ども・子育て支援新制度に基づく学童保育業務については、本協議会での話し合いの内容も伝えていただいて、子ども・子育て会議でご意見を出して欲しい。

（学）この件は、次回の代表者会議（学保連）で話し合いたい。

（学）学童利用保護者が勤める企業の子育て支援の仕組みが時短勤務等、6年生までの延長についていけないのも問題だ。

4 工程表について

（学）次回6月の協議会には仕様書、運営基準の変更案がでてくるのか。

（市）運営基準の保育時間や障がい児のいる学童の職員配置等変わる部分だけはすぐに出せる。しかし、基準に関する条例の内容は子ども・子育て会議の意見や一定の検討の上9月条例に上程予定なので、条例の内容を運営基準に反映させる部分はお出しできない。但し、現行の運営基準を踏襲したいと考えている。

（学）現在の運営基準の一部修正案（改正資料）を6月の協議会で提示してもらえないか。

（市）次回協議会で出せる部分はお出しする。

（学）委託して事業者による運営となっても最終的な責任は市であることを明記して欲しい。

（市）民営事業者の数は4箇所を1業者、もしくは市指定2箇所を2業者等ご意見いただけるか。

（学）1業者、2業者だろう。プロポーザル募集に際しての基準が難しい。非常勤、臨時職員の民間再雇用はできないだろうか。指導員の継続性がとても重要だ。質の維持という意味でも安心だ。

（市）現在雇用している非常勤、臨時職員の民間再雇用は、事業者の雇用に関する事なので事業者が決定した後に事業者側が決めること、勤務先の選択は非常勤、臨時職員自身の意思によるものであること、平成27年度に直営所での非常勤、臨時職員も必要なことなので、事業者が決まる前で市側から話を進める事ではない。だが、提案の主旨は理解するし、同感だ。

（学）プロポーザル告知の仕方は。

（市）市報、ホームページで告知する。

（学）優先順位、理想は1業者だが、結果2業者となっても市として業者

間、利用者との交通整理はしっかり機能して欲しい。

(学) 民間の常勤職員の基準はあるのか。

(市) 運営基準に定めた市の基準となる。

(学) 2業者になった場合の学童の組み合わせは決まっているのか。

(市) 決まっていはいないが、例えば地理的に近い組み合わせ。

(学) プロポーザル選考の参加者は。

(市) プロポーザル選考には利用者の代表は考えていない。市主管部長・課長等の事務職員、指導員、有識者を考えている。

(学) 8月の利用者説明会の仕方は。

(市) 今後検討するが本協議会でも仕方について協議したい。昨年実施した意見交換会の方式はとても良かったと思っている。

(市) 次回協議会では事業者選定基準で「ここは大事にして欲しい」と言うものを提示して欲しい。

次回協議会は6月30日(月)19:00より801会議室にて